

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第54条の2第1項及び第4項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項及び会令第91号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号

鈴木 泰彦（登録第19274号）

2. 処分の方法

権利停止6月（会則第54条の2第2項第2号）

3. 処分の執行日

2026年3月3日

4. 処分の理由の概要

（1）処分の理由：継続研修義務不履行

（2）適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、弁理士法施行規則第25条（継続研修）、会則第57条第2項（継続研修）及び第57条の2（継続研修義務不履行者の履修期限）

（3）履修期間：Aグループ 2019年4月1日～2024年3月31日

（4）履修状況（不足している単位数）：倫理研修10単位